

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

令和8年度 算定基礎届の提出について

さて、このたび同封いたしました『算定基礎届』について、下記要領に基づき提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 提出期間 令和8年6月22日（月）～ 令和8年7月10日（金）
2. 提出物 (1) 健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
(2) 健康保険 被保険者報酬月額変更届（随時改定がある場合のみ）
※印字の無い方がいる場合は、データの追加をお願いいたします。
（被保険者情報は、令和8年5月26日現在のものです）
3. 提出方法（電子申請による届出をお勧めいたしますので、ぜひご検討ください。）
 - (1) 電子申請
ご利用については、当組合HP「電子申請について」（バナー）をご参照ください。
 - (2) 電子媒体
電子申請の環境が整うまでは、電子媒体（CD、DVD）の利用が可能ですので日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）の電子媒体申請の手順に沿って行ってください。ご提出の際は必ず『電子媒体届書総括表』も提出してください。
 - (3) 紙媒体
上記（1）（2）の方法が難しい場合は、同封の届出用紙をご提出ください。
4. お願い
 - (1) 算定基礎届は短期間に集中して多くの届出をご提出いただくため、他の届出と分けてご郵送いただきますよう、円滑な事業運営にご協力をお願いいたします。
 - (2) 窓口での当日処理はしておりませんので、ご郵送でご提出ください。
 - (3) 決定通知書は、当組合に登録されている事業所住所に送付いたします。登録住所以外へ送付を希望される場合は、返信用封筒を事業所毎に作成・添付してください。

【照会先】 〒170-0004 東京都豊島区北大塚 1-21-15
東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合
適用課 03-3576-3511（音声案内①）